

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川(湖沼を除く。):生物化学的酸素要求量(BOD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)			生物化学的 酸素要求量 (BOD)
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	1mg/ 以下	C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げる もの	5mg/ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	2mg/ 以下	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	8mg/ 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げ るもの	3mg/ 以下	E	工業用水3級 環境保全	10mg/ 以下

備 考 1. 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級
及び水産3級の水産生物用

水 产 2级 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3
級の水産生物用

水 产 3级 : コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を
生じない限度

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川(湖沼を除く。): 全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	0.03mg/ 以下	0.001mg/ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	0.02mg/ 以下	0.0006mg/ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	0.05mg/ 以下	0.002mg/ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	0.04mg/ 以下	0.002mg/ 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)
 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖): 化学的酸素要求量(COD)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		化学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	1mg/ 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	3mg/ 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	5mg/ 以下
C	工業用水2級 環境保全	8mg/ 以下

- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)
 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖): 全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全リン
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ 以下	0.005mg/ 以下
	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ 以下	0.01mg/ 以下
	水道3級(特殊なもの)及び 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ 以下	0.03mg/ 以下
	水産2種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ 以下	0.1mg/ 以下

- 備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。
- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3. 水産 1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産 2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産 3種 : コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖): 全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	0.03mg/ 以下	0.001mg/ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	0.02mg/ 以下	0.0006mg/ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	0.05mg/ 以下	0.002mg/ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	0.04mg/ 以下	0.002mg/ 以下

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)
 海域：化学的酸素要求量 (COD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		化学的酸素 要 求 量 (COD)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	2mg/ 以下
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	3mg/ 以下
C	環境保全	8mg/ 以下

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2. 水 产 1级： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及
 び水産2級の水産生物用
 水 产 2级： ポラ、ノリ等の水産生物用
 3. 环 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）
 において不快感を生じない限度

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ 以下	0.02mg/ 以下
	水産1種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの(水産2種および3種を除く。)	0.3mg/ 以下	0.03mg/ 以下
	水産2種及び の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ 以下	0.09mg/ 以下

備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水 産 1種 : 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される
 水 産 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多
 獲される
 水 産 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料3(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する 水域	0.02mg/ 以下	0.01mg/ 以下	0.001mg/ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ 以下	0.006mg/ 以下	0.0007mg/ 以下

参考資料3(2) 人の健康の保護に関する環境基準 (1/2)
環境基準項目及び基準値

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/ 以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
全シアン 鉛	検出されないこと 0.01 mg/ 以下	
六価クロム	0.05 mg/ 以下	
砒素	0.01 mg/ 以下	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
総水銀	0.0005 mg/ 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/ 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/ 以下	3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ 以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
トリクロロエチレン	0.03 mg/ 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ 以下	
チウラム	0.006 mg/ 以下	
シマジン	0.003 mg/ 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/ 以下	
ベンゼン	0.01 mg/ 以下	
セレン	0.01 mg/ 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ 以下	
ふつ素	0.8 mg/ 以下	
ほう素	1 mg/ 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	平成21年11月追加

参考資料3(2) 人の健康の保護に関する環境基準 (2/2)
要監視項目及び指針値

項目名	指針値	備考
イソキサチオン	0.008 mg/ 以下	
ダイアジノン	0.005 mg/ 以下	
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/ 以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/ 以下	
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/ 以下	
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/ 以下	
プロピザミド	0.008 mg/ 以下	
E P N	0.006 mg/ 以下	
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/ 以下	
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/ 以下	
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/ 以下	
クロルニトロフェン(CNP)	-	
クロロホルム	0.06 mg/ 以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ 以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ 以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ 以下	
トルエン	0.6 mg/ 以下	
キシレン	0.4 mg/ 以下	
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06 mg/ 以下	
ニツケル	-	
モリブデン	0.07 mg/ 以下	
アンチモン	0.02 mg/ 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ 以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ 以下	"
全マングン	0.2 mg/ 以下	"
ウラタン	0.002 mg/ 以下	"

参考資料3(3) 水生生物の保全に関する環境基準

要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/ 以下
		生物特A	0.006mg/ 以下
		生物B	3mg/ 以下
		生物特B	3mg/ 以下
	海域	生物A	0.8mg/ 以下
		生物特A	0.8mg/ 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/ 以下
		生物特A	0.01mg/ 以下
		生物B	0.08mg/ 以下
		生物特B	0.01mg/ 以下
	海域	生物A	2mg/ 以下
		生物特A	0.2mg/ 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/ 以下
		生物特A	1mg/ 以下
		生物B	1mg/ 以下
		生物特B	1mg/ 以下
	海域	生物A	0.3mg/ 以下
		生物特A	0.03mg/ 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/ 以下
		生物特A	0.0007mg/ 以下
		生物B	0.004mg/ 以下
		生物特B	0.003mg/ 以下
	海域	生物A	0.0009mg/ 以下
		生物特A	0.0004mg/ 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/ 以下
		生物特A	0.02mg/ 以下
		生物B	0.02mg/ 以下
		生物特B	0.02mg/ 以下
	海域	生物A	0.1mg/ 以下
		生物特A	0.1mg/ 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/ 以下
		生物特A	0.003mg/ 以下
		生物B	0.03mg/ 以下
		生物特B	0.02mg/ 以下
	海域	生物A	0.02mg/ 以下
		生物特A	0.01mg/ 以下

**参考資料3(4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (1/4)**

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
アジムスルフロン	0.25	2.5	平成23年4月7日
アセキノシリ	0.058	0.58	平成23年10月18日
アセタミブリド	0.18	1.8	平成24年1月11日
アセフェート	0.0063	0.063	平成25年3月18日
アゾキシストロビン	0.47	4.7	平成23年4月4日
アバメクチン	0.0015	0.015	平成25年2月6日
アミスルプロム	0.2	2	平成24年4月6日
アミトラズ	0.0066	0.066	平成24年10月10日
アメトクラジン	7.1	71	平成25年10月21日
アラクロール	0.02	0.2	平成25年3月18日
アンバム	0.0047	0.047	平成26年12月10日
イソキサベン	0.13	1.3	平成26年12月10日
イソチアニル	0.074	0.74	平成21年10月23日
イソプロチオラン	0.26	2.6	平成22年7月5日
イブフェンカルバゾン	0.0026	0.026	平成25年6月13日
イブロベンホス又はBP	0.093	0.93	平成22年12月1日
イミシアホス	0.001	0.01	平成24年7月6日
イミダクロブリド	0.15	1.5	平成22年12月1日
イミベンコナゾール	0.026	0.26	平成23年10月18日
インダジフルム	0.05	0.5	平成24年4月6日
インダノファン	0.0093	0.093	平成23年2月15日
インドキサカルブMP及びインドキサカルブ	0.013	0.13	平成24年4月6日
ウニコナゾールP	0.042	0.42	平成22年12月1日
エスプロカルブ	0.02	0.2	平成22年7月5日
エタボキサム	0.1	1	平成25年6月13日
エチクロゼート	0.45	4.5	平成25年9月11日
エチプロール	0.01	0.1	平成23年10月18日
エトキサゾール	0.1	1	平成23年10月18日
エトフェンプロックス	0.082	0.82	平成25年3月18日
エトメセート	0.79	7.9	平成25年6月13日
エトベンザニド	0.11	1.1	平成26年12月10日
オキサジアゾン	0.0095	0.095	平成23年7月4日
オキサジアルギル	0.02	0.2	平成23年10月18日
オキサジクロスホン	0.024	0.24	平成23年2月15日
オキシテトラサイクリン	0.07	0.7	平成26年9月18日
オキソリニック酸	0.055	0.55	平成24年10月10日
オリサストロビン	0.13	1.3	平成23年7月4日
カズサホス	0.00066	0.0066	平成23年7月4日
カフェンストロール	0.007	0.07	平成22年7月5日
カルフェントラゾンエチル	0.07	0.7	平成21年6月12日
カルブチレート	0.034	0.34	平成23年2月15日
カルプロバミド	0.037	0.37	平成23年4月7日
キノグラミン又はACN	0.0055	0.055	平成26年9月18日
クミルロン	0.02	0.2	平成23年7月4日
グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	D L - ホモアラニン - 4 - イル(メチル)ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として0.024	0.24	平成22年7月5日
クレスキシムメチル	0.95	9.5	平成25年9月11日
クロチアニン	0.25	2.5	平成23年2月15日
クロマフェノジド	0.71	7.1	平成23年7月4日
クロメプロップ	0.016	0.16	平成23年2月15日
クロラントラニリプロール	0.69	6.9	平成21年5月27日
クロリムロンエチル	0.2	2	平成21年2月18日
クロルチアミド又はDCBM	0.053	0.53	平成25年2月6日
クロルフェナビル	0.069	0.69	平成24年10月10日
クロルフタリム	0.0069	0.069	平成25年6月13日
シアソファミド	0.45	4.5	平成25年2月6日
シアントラニリプロール	0.025	0.25	平成26年5月16日
シェノピラフェン	0.1	1	平成24年10月10日
ジカンバ又はMDBA、ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	2 - メトキシ - 3 , 6 - ジクロロ安息香酸(別名ジカンバ又はMDBA)として0.93	9.3	平成22年1月12日
ジクロシメット	0.013	0.13	平成23年4月4日
1,3-ジクロロプロベン又はD-D	0.05	0.5	平成26年4月7日
ジチアノン	0.02	0.2	平成25年3月18日
ジチオビル	0.0095	0.095	平成23年7月4日
ジノテフラン	0.58	5.8	平成22年3月26日
シフルフェナミド	0.1	1	平成25年3月18日
シフルメトフェン	0.24	2.4	平成24年10月10日
ジフルメトリム	0.0037	0.037	平成24年7月6日
シプロジェクト	0.071	0.71	平成26年4月7日
シメコナゾール	0.022	0.22	平成23年4月4日
ジメタトリン	0.025	0.25	平成25年9月11日

五十音順

**参考資料3(4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (2/4)**

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
ジメテナミド及びジメテナミドP	0.1	1	平成22年1月12日
ジメトモルフ	0.29	2.9	平成24年7月6日
シラフルオフェン	0.29	2.9	平成22年7月5日
シロマジン	0.047	0.47	平成25年3月18日
スピネトラム	0.063	0.63	平成22年7月5日
スピノサド	0.063	0.63	平成24年4月6日
スピロジクロフェン	0.034	0.34	平成25年9月11日
スピロテトラマト	0.31	3.1	平成24年1月11日
スピロメシフェン	0.058	0.58	平成24年10月10日
ダイムロン	0.79	7.9	平成22年3月26日
チアジール	0.1	1	平成23年4月7日
チアメトキサム	0.047	0.47	平成23年2月15日
チオベンカルブ	0.02	0.2	平成24年7月6日
テブコナゾール	0.077	0.77	平成23年10月18日
テブフェニジド	0.042	0.42	平成22年12月1日
テブフロキン	0.1	1	平成25年2月6日
テフリルトリオン	0.002	0.02	平成21年10月23日
トプラメゾン	0.007	0.07	平成25年6月13日
トリアジフラム	0.023	0.23	平成23年7月4日
トリフルラリン	0.063	0.63	平成25年10月21日
トリフルキシストロビン	0.1	1	平成24年4月6日
トルフェンピラド	0.014	0.14	平成24年1月11日
1-ナフタレン酢酸ナトリウム	0.39	3.9	平成21年5月27日
ノバルロン	0.029	0.29	平成25年2月6日
パクロブトラゾール	0.053	0.53	平成22年3月26日
ハロスルフロンメチル	0.26	2.6	平成24年4月6日
ピフェナゼート	0.026	0.26	平成24年1月11日
ピフェントリン	0.026	0.26	平成23年10月18日
ピフルブミド	0.019	0.19	平成26年9月18日
ピメトロジン	0.034	0.34	平成24年1月11日
ピラクロストロビン	0.09	0.9	平成24年4月6日
ピラクロニル	0.011	0.11	平成23年7月4日
ピラフルフェンエチル	0.45	4.5	平成25年2月6日
ピリオフェノン	0.24	2.4	平成25年10月21日
ピリダベン	0.01	0.1	平成25年9月11日
ピリダリル	0.074	0.74	平成24年1月11日
ピリフタリド	0.014	0.14	平成23年4月7日
ピリブチカルブ	0.023	0.23	平成23年2月15日
ピリフルキナゾン	0.01	0.1	平成22年1月12日
ピリプロキシフェン	0.26	2.6	平成25年2月6日
ピリベンカルブ	0.1	1	平成24年1月11日
ピリミジフェン	0.0039	0.039	平成26年9月18日
ピリミスルファン	0.93	9.3	平成22年3月26日
ピリミノバッケメチル	0.05	0.5	平成25年3月18日
ピロキサスルホン	0.05	0.5	平成26年7月10日
ファモキサドン	0.015	0.15	平成26年9月18日
フェノキサスルホン	0.45	4.5	平成26年5月16日
フェノキサニル	0.018	0.18	平成23年4月4日
フェリムゾン	0.05	0.5	平成22年3月26日
フェニアミドン	0.074	0.74	平成24年10月10日
フェントエート又はPAP	0.0077	0.077	平成25年9月11日
フェントラザミド	0.013	0.13	平成23年4月4日
フェンピラザミン	0.31	3.1	平成25年6月13日
フェンピロキシメート	0.025	0.25	平成26年5月16日
フェンブコナゾール	0.079	0.79	平成25年3月18日
フェンヘキサミド	0.45	4.5	平成25年9月11日
ブタクロール	0.026	0.26	平成25年3月18日
ブタミホス	0.02	0.2	平成23年7月4日
ブルアルイン	0.026	0.26	平成24年1月11日
ブルロフェジン	0.023	0.23	平成22年12月1日
フラメトビル	0.01	0.1	平成25年9月11日
フルアクリビリム	0.15	1.5	平成25年3月18日
フルオビコリド	0.21	2.1	平成25年2月6日
フルオビラム	0.031	0.31	平成25年6月13日
フルキサビロキサド	0.055	0.55	平成25年6月13日
フルジオキソニル	0.87	8.7	平成23年10月18日
フルセトスルフロン	0.1	1	平成21年2月18日
フルチアニル	6.3	63	平成24年10月10日
フルトラニル	0.23	2.3	平成22年3月26日
フルフェナセット	0.029	0.29	平成26年9月18日

五十音順

**参考資料3(4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (3/4)**

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
フルフェノクスロン	0.098	0.98	平成25年2月6日
フルプロバネートナトリウム塩又はテトラビオン	0.01	0.1	平成26年7月10日
フルベンジアミド	0.045	0.45	平成24年10月10日
フルボキサム	0.021	0.21	平成21年5月27日
フルルブリミドール	0.039	0.39	平成25年11月29日
フレチラクロール	0.047	0.47	平成22年7月5日
プロジェミン	0.17	1.7	平成24年7月6日
プロスルホカルブ	0.05	0.5	平成21年10月23日
フロニカミド	0.19	1.9	平成20年12月1日
プロバモカルブ塩酸塩	0.77	7.7	平成24年7月6日
プロバルギット又はB P P S	0.026	0.26	平成26年7月10日
プロヒドロジャスモン	0.37	3.7	平成24年10月10日
プロビリスルフロン	0.029	0.29	平成22年7月5日
プロモブチド	0.1	1	平成22年7月5日
ヘキサジノン	0.13	1.3	平成25年6月13日
ペノキスラム	0.13	1.3	平成23年7月4日
ベンシクロン	0.14	1.4	平成23年4月7日
ベンスルフロンメチル	0.5	5	平成24年7月6日
ベンゾピシクロン	0.09	0.9	平成22年12月1日
ベンチアバリカルブイソプロビル	0.18	1.8	平成24年10月10日
ベンチオビラト	0.2	2	平成20年7月23日
ベンディメタリン	0.31	3.1	平成25年2月6日
ベントキサン	0.61	6.1	平成24年4月6日
ベンフルフェン	0.053	0.53	平成25年10月21日
ベンフレセート	0.069	0.69	平成23年4月4日
ホラムスルフロン	1.3	13	平成23年4月7日
マンジプロバミド	0.1	1	平成21年2月18日
ミクロブタニル	0.063	0.63	平成24年4月6日
ミルベメクチン	0.07	0.7	平成23年10月18日
メコプロップカリウム塩又はM C P P カリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はM C P P ジメチルアミン塩、メコプロップP イソプロビルアミン塩及びメコプロップP カリウム塩	(R S) - 2 - (4 - クロロ - o - トリルオキシ) プロピオン酸(別名メコプロップ又はM C P P)として 0.047	0.47	平成21年10月23日
メソトリオン	0.007	0.07	平成21年10月23日
メタルデヒド	0.058	0.58	平成24年10月10日
メタソスルフロン	0.071	0.71	平成24年10月10日
メタフルミゾン	0.31	3.1	平成24年7月6日
メタミホップ	0.011	0.11	平成23年4月4日
メタラキシリル及びメタラキシリルM	0.058	0.58	平成24年4月6日
メトキシフェノジド	0.26	2.6	平成23年4月7日
メトコナゾール	0.1	1	平成25年2月6日
メトミノストロビン	0.042	0.42	平成25年3月18日
メトラクロール及びS - メトラクロール	0.25	2.5	平成22年1月12日
メフェナセット	0.01	0.1	平成22年3月26日
メプロニル	0.1	1	平成24年7月6日
モリネット	0.0055	0.055	平成26年12月10日
ヨウ化メチル	0.01	0.1	平成25年3月18日
ルフェヌロン	0.037	0.37	平成25年2月6日
レビメクチン	0.053	0.53	平成24年7月6日
E P N	0.0037	0.037	平成23年4月7日

五十音順

**参考資料3(4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(排出水中の指針値として設定してきた指針値) (4/4)**

一般名	指針値(mg/L)
イソキサチオン	0.08
クロレブリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルボン(DEP)	0.05
フェニトロチオン(MEP)	0.03
ペレメトリン	1
ベンズルタップ	0.9
イブロジョン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06
エトリアソール(エクロメソール)	(イミノクタジンとして)0.04
オキシン銅(有機銅)	0.4
キャブラン	3
クロロクロニル(TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
チフレザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トリクロロホスメチル	2
パリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ペノミレ	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
アンコラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファムロン	0.8
シデュロン	3
ジマジン(CAT)	0.03
トリクロビリ	0.06
ナフロキシド	0.3
フサグスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフレラリン(ペスロジン)	0.1
MCPAイソプロピラミン塩及びMCPAナトリウム塩	(MCPAとして)0.051
トリネキサバックエチル	0.15

五十音順

参考資料3(5) ダイオキシン類の基準値

地点	環境基準	要監視濃度
水質	1.0pg-TEQ/	0.5pg-TEQ/
底質	150pg-TEQ/g	75pg-TEQ/g

参考資料3(6) 内分泌かく乱化学物質の基準値

物質名	重点調査濃度 ¹
ビスフェノールA	24.7 μg/
17'-エストラジオール	0.0015 μg/
エストロン	0.0016 μg/
o,p'-DDT	0.0145 μg/

1 「内分泌かく乱化学物質調査の考え方(案)(平成25年3月改訂)に基づく重点調査濃度。
平成25年度以降は平成25年3月改訂の考え方(案)に基づき調査を行っている。